

女性活躍推進法に基づく行動計画

一人ひとりの「違い」を尊重し、互いに受け入れ、その多様性を活かすことにより、社員一人ひとりと組織が持てる力を最大限に発揮できる環境づくりを目指し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日（5年間0ヶ月）

2. 行動計画内容

(1) 正社員労働者に対する女性の割合を向上する。

目 標：①正社員労働者に占める女性割合を30%以上とする。(現行16% 14/87)

②男女ともに育児休業取得率を100%にする。

<対 策>

- ①女性の採用割合を増やす方針や目標の設定
- ②女性が少ない職場・職種等への女性の積極的な配置
- ③男女ともに、妊娠中、産前・産後休業や育児休業中、復帰後の配慮や処遇に関する再周知

<実施時期>

- ① 2022年4月 ～
- ② 2023年4月 ～
- ③ 2022年4月 ～

<目 的>

女性に適した業務でない、または向いていないというような先入観を改め、職場自体の意識改革をすすめ、あわせてすべての従業員が働きやすい職場環境を実現してゆく。